

静岡市一般廃棄物処理施設等の設置等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき一般廃棄物処理施設等の設置等を行う者に対し、法に定めるもののほか、一般廃棄物処理施設等の立地及び構造に関する基準並びに事前手続の実施等に関し必要な指導を行うことにより、周辺環境の保全に配慮した一般廃棄物の適正な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
 - (2) 一般廃棄物処理施設等 一般廃棄物処理施設（法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（し尿処理施設及び市が設置する施設を除く。）をいう。以下同じ。）及び法第7条第6項の許可を受けて行う事業の用に供する施設（一般廃棄物処理施設を除く。以下「処分業の用に供する施設」という。）をいう。
 - (3) 一般廃棄物処理施設等の設置等 次に掲げる事項をいう。
 - ア 一般廃棄物処理施設等の設置（現に一般廃棄物処理施設等に該当しない施設が新たに一般廃棄物処理施設等に該当することとなる場合を含む。）
 - イ 一般廃棄物処理施設等の処理能力（一般廃棄物処理施設等が一般廃棄物の最終処分場である場合は、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量。）の10%以上の変更であって、生活環境に及ぼす影響が増加するもの
 - ウ 一般廃棄物処理施設等において処理する一般廃棄物の種類の追加
 - エ 一般廃棄物処理施設等の設備若しくは構造の変更又は位置の変更であって、生活環境に及ぼす影響が増加するもの
 - (4) 中間処理施設 一般廃棄物処理施設等のうち、一般廃棄物の中間処理を行う施設をいう。
 - (5) 最終処分場 一般廃棄物処理施設等のうち、一般廃棄物の埋立処分を行う施設をいう。
- (立地及び構造に関する基準並びに環境調査指針の遵守)

第3条 一般廃棄物処理施設等の設置又は変更（前条第3号イからエまでに掲げるもの以外の変更を含む。）をしようとする者は、一般廃棄物処理施設等の立地に関する基準（別表第1）及び一般廃棄物処理施設等の構造に関する基準（別表第2）を遵守するものとする。

る。

2 一般廃棄物処理施設等の設置等をしようとする者（以下「処理施設設置等予定者」という。）は、環境調査指針（別表第3）を遵守するものとする。

（事業計画書の提出等）

第4条 処理施設設置等予定者は、別表第4の表の区分欄に掲げる場合に応じ、同表の終了時期欄に定める時まで、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物処理施設設置等事業計画書（様式第1号。以下「事業計画書」という。）及び別表第5に掲げる添付書類を市長に提出するとともに、第6条、第8条第1項及び第10条の規定による手続（以下「事前手続」という。）を完了するものとする。

- (1) 処理施設設置等予定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 一般廃棄物処理施設等の種類
- (3) 一般廃棄物処理施設等において処理する一般廃棄物の種類
- (4) 一般廃棄物処理施設等の設置場所
- (5) 一般廃棄物処理施設等の処理能力
- (6) 生活環境の保全のための措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、別表第6で定める事項

2 市長は、前項の規定により事業計画書の提出があったときは、必要に応じてその写しを関係機関に送付し、当該事業計画書の内容について意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により事業計画書を提出した者（以下「事業計画書提出者」という。）に対し、当該事業計画書の内容について必要な意見を述べることができる。

4 市長は、第2項の規定により関係機関から聴取した意見を取りまとめ、事業計画書提出者に対し送付するものとする。

5 事業計画書提出者は、第3項の規定により市長から意見を受け、又は前項の規定により関係機関の意見の送付を受けたときは、措置内容報告書（様式第2号）により当該意見に対する措置の内容を市長に報告するものとする。

6 市長は、前各項の手続が完了したときは、遅滞なく、静岡市公告式条例（平成15年静岡市条例第3号）の定めるところにより、その旨、事業計画書の縦覧の場所、期間及び時間並びに第1項第1号から第4号までに掲げる事項を公告するとともに、当該事業計画書を公告の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供するものとする。

7 第1項の規定にかかわらず、第1項の事業計画書と静岡市産業廃棄物の適正な処理に関す

る条例（平成21年静岡市条例第6号）第20条第1項に規定する事業計画書を同時に提出する場合その他市長が必要があると認める場合においては、別表第5に掲げる添付書類の一部又は全部を省略できるものとする。

（事前手続を要しない場合）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、事前手続を要しないものとする。

- （1）法第9条の3の3第1項の規定により市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設を設置するとき。
- （2）法第15条の2の5の規定により産業廃棄物処理施設（法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）を一般廃棄物処理施設として設置するとき。
- （3）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条の3第10号の規定により環境大臣又は市長の指定を受けた者が、災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために一般廃棄物処理施設等の設置等をするとき。
- （4）過去において事前手続に相当する手続を実施している場合であって、市長が事前手続を要しないものと認めるとき。
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

（説明会の開催等）

第6条 事業計画書提出者は、第4条第6項の規定による縦覧の期間内に、一般廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域として別表第7に定める地域（以下「関係地域」という。）内において、関係住民（関係地域内に住所を有する者その他別表第8に定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該事業計画書の記載事項を周知させるための説明会（以下単に「説明会」という。）を開催するものとする。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

- 2 説明会は、できる限り関係住民の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。
- 3 事業計画書提出者は、第1項の規定により説明会を開催するときは、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載等により、その開催を予定する日時及び場所並びに第4条第1項第1号から第4号までに掲げる事項を当該説明会の開催を予定する日の1週間前までに公表するものとする。

- 4 事業計画書提出者は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、別表第9に掲げる事項を記載した説明会開催計画書（様式第3号）を市長に提出するものとする。
- 5 事業計画書提出者は、説明会において、事業計画書の内容を平易に記載した書類及び図面等を用いて十分に説明し、及び参加した者の質問に誠実に回答するよう努めるものとする。
- 6 事業計画書提出者は、第1項の規定により説明会を開催したときは、その実施の状況について、速やかに、説明会開催報告書（様式第4号）により、市長に報告するものとする。
- 7 事業計画書提出者は、天災、交通の途絶その他の事業計画書提出者の責めに帰することができない理由により、第3項の規定により公表した説明会を開催することができない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業計画書提出者は、速やかに、その旨を説明会開催不能届出書（様式第5号）により市長に届け出るとともに、市長が適当と認める方法により事業計画書の記載事項を関係住民に周知するものとする。

（意見書の提出等）

第7条 事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する者は、第4条第6項の公告の日から、同項に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、当該意見、意見書を提出しようとする者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号、事業計画書提出者の氏名（法人にあっては、その名称）並びに一般廃棄物処理施設等の種類及び設置場所を記載した意見書を市長に提出することができる。

- 2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書に記載された意見を取りまとめ、事業計画書提出者に送付するものとする。

（見解書の提出等）

第8条 事業計画書提出者は、前条第2項の規定による意見の送付を受けたときは、遅滞なく、当該意見の概要及び事業計画書提出者の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による見解書の提出があったときは、静岡市のホームページへの掲載その他の適切な方法により当該見解書を公表するものとする。

（事業計画書の記載事項の変更）

第9条 事業計画書提出者は、別表第4の区分欄に掲げる場合に応じ、同表の終了時期欄に定める時までには事業計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更

に係る事項を記載した事業計画書記載事項変更書（様式第6号）及び別表第5に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを市長に提出するものとする。

- 2 第4条第2項から第6項まで及び前3条の規定は、前項の規定による変更（第2条第3号イからエまでに該当するものに限る。）について準用する。

（事前手続の完了）

第10条 市長は、事前手続が完了したときは、事業計画書提出者に一般廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書（様式第7号）を交付するものとする。

（事業計画の廃止）

第11条 事業計画書提出者は、事業計画書に係る事業の計画を廃止したときは、速やかに、その旨を記載した事業計画書廃止書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による書面の提出があったときは、速やかに、その旨を静岡市公告式条例の定めるところにより公告するとともに、第4条第2項の関係機関に通知するものとする。

（勧告）

第12条 市長は、処理施設設置等予定者が第4条第1項の規定（事業計画書の提出に係る部分に限る。）を遵守していないと認めるとき、又は事業計画書提出者が第6条（第9条第2項において準用する場合を含む。）、第8条第1項（第9条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第9条第1項の規定を遵守していないと認めるときは、当該処理施設設置等予定者又は当該事業計画書提出者に対し、この要綱に規定する必要な措置をとることを勧告することができる。

- 2 市長は、第4条第1項の規定による事業計画書の提出をせずに一般廃棄物処理施設等の設置等をした者に対し、事業計画書を提出することその他の必要な措置をとることを勧告することができる。

（協定の締結）

第13条 一般廃棄物処理施設等の設置をし、又は設置をしようとする者は、関係住民から一般廃棄物の処理に係る生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応ずるよう努めなければならない。

（書面の提出部数）

第14条 この要綱の規定により市長に提出する書面（当該書面に添付する書類及び図面を含む。）の提出部数は、事業計画書又は事業計画書記載事項変更書にあつては正本1部及び副本7部と、その他の書面にあつては正本1部とする。ただし、市長が必要があると認

めるときは、提出部数を変更することができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する

別表第1（第3条関係）

一般廃棄物処理施設等の立地に関する基準

1 立地環境

一般廃棄物処理施設等の設置又は変更（第2条第3号イからエまでに掲げるもの以外の変更を含む。）をしようとする者は、次に掲げる立地環境に関する事項を遵守するものとする。

（1）生活環境に関する事項

ア 大気汚染、騒音、悪臭若しくは振動又は河川、水路、地下水等の汚染による生活環境への影響のおそれがないこと。

イ 地すべり、土砂くずれ等の災害を発生させるおそれがないこと（最終処分場の場合に限る。）。

（2）施設距離の確保に関する事項（法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の場合を除く。）

ア 学校、図書館等の教育・文化施設又は病院、老人ホーム等の医療・福祉施設の敷地境界からの距離が、おおむね100メートル以上あること。

イ 住宅、店舗等の敷地境界からの距離がおおむね50メートル以上あること（最終処分場の場合に限る。）。

（3）地域、区域等の制限に関する基準

ア 中間処理施設にあつては、次の地域、区域等を原則として含まないこと。

（ア）自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する特別地域及び普通地域

（イ）静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）に規定する特別地域及び普通地域

（ウ）自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域

（エ）静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）に規定する特別地区及び普通地区

（オ）静岡市景観条例（平成20年静岡市条例第18号）に規定する景観計画重点地区

イ 最終処分場にあつては、次の地域、区域等を原則として含まないこと。

（ア）（3）アに掲げる地域、区域等

（イ）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する特別保護地区

(ウ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(エ) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に規定する地すべり防止区域

(オ) 砂防法（明治30年法律第29号）に規定する砂防指定地

(カ) 森林法（昭和26年法律第249号）に規定する保安林

(キ) 海岸法（昭和31年法律第101号）に規定する海岸保全区域

2 立地要件

一般廃棄物処理施設等の設置又は変更（第2条第3号イからエまでに掲げるもの以外の変更を含む。）をしようとする者は、次に掲げる立地要件に関する事項を遵守するものとする。

(1) 予定地の使用権原を有すること。

(2) 予定地に係る関係法令又は要綱その他の行政指導の適用を受ける場合は、これらの法令等による手続をとること。

別表第2（第3条関係）

一般廃棄物処理施設等の構造に関する基準

1 基準の遵守

一般廃棄物処理施設等の設置又は変更（第2条第3号イからエまでに掲げるもの以外の変更を含む。）をしようとする者は、法、省令その他の関係法令に定める構造に関する基準のほか、2 中間処理施設に関する基準又は3 最終処分場に関する基準を遵守するものとする。

2 中間処理施設に関する基準

(1) 囲い等

ア 施設の周囲には、人がみだりに施設内に立ち入るのを防止することができる囲いを設けること。

イ 出入口は、原則として1箇所とし、施錠できる門扉を設けること。

ウ 囲い及び門扉は、容易に転倒せず、又は破壊されない材質及び構造とすること。

(2) 表示等

出入口付近の見やすい場所に、次の様式により、一般廃棄物の中間処理施設である旨を表示する立札その他の設備を設けること。

100cm	一般廃棄物の中間処理施設			
	廃棄物の種類			
	中間処理の方法			
	管理者名		連絡先	()
	← 50cm →	← 50cm →	← 25cm →	
	← 200cm →			

(注)

1 表示は、下地を白色とし、文字を黒色とすること。

2 材質は、耐水性のもので、強度が十分あること。

(3) 緩衝地帯

原則として、敷地境界から1メートル以上の距離を確保した緩衝地帯を設け、緑化に努めること。

(4) 搬入道路

ア 搬入車両の通行に支障のないよう十分な幅員を確保すること。

イ 必要に応じて、砂利の敷込み又は舗装を行うこと。

ウ 公道への取付けに当たっては、道路管理者と協議すること。

(5) 消火設備

可燃性の一般廃棄物を取り扱う場合は、消火器、貯水槽、散水器その他の適切な消火設備を設けること。

(6) 洗車設備

必要に応じて、運搬車両の洗車設備を設けること。

(7) 駐車設備

車両の通行及び一般廃棄物処理に支障が生じないように、必要に応じて運搬車両の駐車設備を設けること。

(8) 雨水等の流入防止

施設内に外部の雨水等が流入するのを防止することができる開きよその他の設備を設けること。

(9) 管理事務所

施設の維持管理を行うため、必要に応じて施設内に管理事務所を設置すること。

3 最終処分場に関する基準

静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する指導基準のうち、管理型最終処分場に適用される規定を準用する。

別表第3（第3条関係）

環境調査指針

1 環境調査

処理施設設置等予定者は、一般廃棄物処理施設等の設置等に当たっては、その計画、跡地利用の計画等の基礎資料を得るため、次により環境調査を実施するものとする。

- (1) 調査方法 既存の資料により調査を行い、必要に応じて現地調査を実施する。
- (2) 調査地域 計画地及びその周辺地域（計画地の敷地境界から、おおむね500メートル以内の地域をいう。以下同じ。）について調査する。
- (3) 調査項目

ア 計画地

- (ア) 平たん地、傾斜地、沢状地等の地形の状況
- (イ) 土地の使用現況
- (ウ) 赤道、青線等の国・公有地の状況
- (エ) 地質の分布状況（最終処分場の場合に限る。）
- (オ) 湧水の状況（最終処分場の場合に限る。）

イ 周辺地域

- (ア) 土地の使用状況
- (イ) 人家の分布、戸数等の状況
- (ウ) 学校、病院等の公共施設の分布状況
- (エ) 使用予定道路の位置、構造等の状況
- (オ) 河川、地下水等の状況（最終処分場の場合に限る。）
- (カ) 井水の使用状況（最終処分場の場合に限る。）

ウ 計画地及び周辺地域

- (ア) 関係法令、条例、要綱等による規制の状況
- (イ) 地すべり、土砂くずれ等の過去の災害発生状況（最終処分場の場合に限る。）

2 実施計画の検討

処理施設設置等予定者は、環境調査の結果に基づき、一般廃棄物処理施設等の設置等が環境に与える影響等を考慮して、当該設置等の実施計画、跡地利用計画等を検討するものとする。

3 環境保全対策の検討

処理施設設置等予定者は、環境調査及び検討の結果、必要があると認めるときは、公害の防止、自然環境の保全等のための対策を検討するものとする。

別表第4（第4条関係）

事前手続の終了時期

	区 分	終了時期
1	一般廃棄物処理施設の設置及び法第9条第1項に規定する変更	申請をする時
2	処分業の用に供する施設の設置 (現に処分業の用に供する施設に該当しない施設が新たに処分業の用に供する施設に該当することとなる場合を除く。)	処分業の用に供する施設の建設に着手する時
3	処分業の用に供する施設の設置 (現に処分業の用に供する施設に該当しない施設が新たに処分業の用に供する施設に該当することとなる場合に限る。)	次に定める時 ア 当該施設の設定若しくは構造の変更又は位置の変更（以下これらを「改修」という。）を行う場合にあつては、当該改修に着手する時 イ 当該施設の改修を行わない場合であつて、当該設置に係る法第7条第6項又は第7条の2第1項の許可の申請を行う場合にあつては当該申請を行う時、これらの申請を行わない場合にあつては当該施設が処分業の用に供する施設に該当することとなる変更を行う時
4	処分業の用に供する施設の変更	次に定める時 ア 当該施設の改修を行う場合にあつては、当該改修に着手する時 イ 当該施設の改修を行わない場合であつて、当該変更に係る法第7条の2第1項の許可の申請を行う場合にあつては当該申請を行う時、当該変更に係る同項の許可の申請を行

		わない場合にあっては当該変更を行う時
--	--	--------------------

別表第5（第4条関係）

事業計画書の添付書類

事業計画書に添付する書類は、次のとおりとする。

- 1 一般廃棄物処理施設等の設置場所を示す地形図
- 2 一般廃棄物処理施設等の付近の見取図及び公図
- 3 一般廃棄物処理施設等への搬入経路を示す図
- 4 一般廃棄物処理施設等の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 5 最終処分場にあつては、計画地全体の面積及び埋立ての面積の実測求積図並びに周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 6 最終処分場であつて浸出液処理設備を設置する場合にあつては、当該設備の位置を示す図面、構造図及び処理工程図並びに設計計算書並びに埋立て中及び埋立て終了後の浸出液処理設備で処理された放流水の検査方法を明記した書類
- 7 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設等にあつては、処理工程図
- 8 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設等であつて保管施設を有する場合にあつては、その構造を示す図面
- 9 環境調査の結果に関する書類

別表第6（第4条関係）

事業計画書の記載事項

事業計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

- 1 一般廃棄物処理施設等の設置等の予定地の面積
- 2 一般廃棄物処理施設等の構造に関する事項
- 3 一般廃棄物処理施設等の立地に関する事項
- 4 処理後の廃棄物の処理方法（最終処分場にあつては、跡地利用方法）
- 5 処理後の生成物の有効利用（活用）方法

別表第7（第6条関係）

関係地域

- 1 一般廃棄物処理施設等を設置する事業場の敷地（以下「計画地」という。）及びその隣接地
- 2 計画地を含む自治会、町内会その他の町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会等」という。）の区域
- 3 計画地の隣接地を含む自治会等の区域
- 4 一般廃棄物処理施設等の設置等に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査において、一般廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境への影響が及ぶ範囲であると認められる地域

別表第8（第6条関係）

関係住民

- 1 関係地域内に所在する事業所、学校等に通勤、通学等をする者
- 2 関係地域内に所在する土地の土地所有者等
- 3 一般廃棄物処理施設等からの排水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第9項に規定する生活排水を除く。）が流入する関係地域内の公共用水域（同法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）において、水利権を有する者

別表第9（第6条関係）

説明会開催に係る記載事項

- 1 説明会の開催を予定する日時及び場所
- 2 事業計画書提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 3 一般廃棄物処理施設等の種類
- 4 一般廃棄物処理施設等において処理する一般廃棄物の種類
- 5 一般廃棄物処理施設等の設置等の予定地
- 6 説明会の開催を予定する場所の収容定員
- 7 説明会の開催を予定する日時及び場所の選定理由
- 8 事業計画書提出者側の出席者及び説明内容その他の具体的な開催計画
- 9 関係地域
- 10 説明会の開催に係る公表の方法